

お知らせ

12月の納税

(保険料を含む)

- 固定資産税 ③
- 国民健康保険税 ⑦
- 介護保険料 ⑥
- 後期高齢者医療保険料 ⑥

イベント

つくみ朝市

- ▼ フリーマーケット募集中。
- ▼ 日時 12月10日(日) 9時～
- ▼ 場所 つくみん公園内
「コンテナ293号」
- ▼ 問い合わせ先
つくみ朝市実行委員会(樋口)
☎82-3791

樫の実少年少女合唱団 「スマイル明日への一歩」開催

- ▼ 日時 12月23日(土)
18時開場 18時30分開演
- ▼ 場所 津久見市民会館
大ホール
- ▼ 入場料 無料
- ※ただし、整理券が必要です。
- ▼ 整理券配布場所 津久見市民会館 津久見市民図書館 津久見市民会館 白杵市民会館



- ▼ 日時 12月11日(月)～14日(木)
9時～17時
※最終日は15時まで
- ▼ 場所 津久見市民会館
- ▼ 入場料 無料
- ▼ 問い合わせ先
生涯学習課 ☎82-9528

第53回

県美展巡回津久見展



- ▼ 主催者
津久見樫の実少年少女合唱団
育成会
- ▼ 問い合わせ先
生涯学習課 ☎82-9528
☎85-0080

!!平成29年度 津久見市復興まちづくり推進事業!!

津久見市商店街エリアの再建をめざした取組を行う

団体および個人の募集を予定しています!



平成28年度津久見市まちづくり推進事業
謎バルイベントの様子

平成29年度台風第18号により、津久見市全域において甚大な被害を受けました。市中心部の各商店においても未だ災害の爪痕が残っています。そこで、津久見市商店街エリアに元気を取り戻し、賑わいの創出につながる等、復興まちづくりに寄与する事業を実施していただける団体および個人の募集を予定しています。

正式決定後、改めて周知いたしますので、ご検討ください。

【補助対象】

市内に居住もしくは勤める方が属する団体および個人
※団体規約等の提出は求めません。個人の集まりでもOKです

【補助金額等】

補助金額：1事業あたり上限10万円(10団体)
補助率：10分の10
実施時期：補助金交付決定(1月中旬予定)から
平成30年3月31日まで

【事業採択】

津久見市復興まちづくり推進事業補助金審査委員会を設置し、書類審査にて事業採択の適否を決定します。

例えば・・・

- ・商店街店舗への集客を目的とした事業
- ・商店街店舗の周知を目的とした事業
- ・中心地に賑わいを生み出すイベント事業
- ・中心地で行う癒しを目的とした事業

【補助対象経費】

- ・講師などへの謝礼や旅費
 - ・事務用品の購入や広告代
 - ・参加者のイベント保険
 - ・会場使用料や器具等のレンタル代 など
- ※スタッフ等の報償費や食糧費等は対象外

申込期日《予定》
平成30年1月4日(木)～1月15日(月)

問い合わせ先
政策企画課 ☎82-2655

講習会

食品適正表示にかかる講習会

▼日時 平成30年1月11日(木) 14時～16時

▼場所 津久見商工会議所 3階 大会議室

▼内容 平成27年4月1日から施行された食品表示法に基づく表示および食物アレルギーについて概要、表示方法、注意点など

▼対象 食品の製造者、流通販売事業者

▼定員 30名(先着順)

▼申込締切 平成30年1月4日(木)

▼申込・問い合わせ先 津久見市食品衛生協会 (津久見商工会議所内)

☎82-5111



後期高齢者医療制度からのお知らせ

●高額介護合算療養費のお知らせを送付します

高額介護合算療養費とは、毎年8月から翌年7月までの1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が基準額を超えた場合に、その超えた額について支給される制度です。大分県後期高齢者医療制度の被保険者で支給が見込まれる方に、**平成30年1月**にお知らせと支給申請書を送付します。支給申請書に必要事項を記入し、申請手続きをしてください。

【申請に必要な書類】 ・支給申請書 ・お知らせの文書 ・印鑑 ・通帳等(口座情報が確認できるもの)
・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・マイナンバーを確認できるもの
・申請者(代理人を含む)の本人確認ができるもの(運転免許証等)

●65歳から74歳の方が後期高齢者医療制度の障がい認定を受ける際の手続きについて

申請受付は津久見市健康推進課国保年金班(4番窓口)に次のものをご持参のうえ、手続きをしてください。

【申請に必要な書類】 ・印鑑 ・障がいの程度が確認できる書類(障害者手帳など)
・本人確認ができるもの(運転免許証等) ・マイナンバーを確認できるもの

※なお、代理申請をされる場合は代理の方の印鑑、本人確認ができるものも必要となります。
※障がい認定はご本人の申請により、75歳になるまでは将来に向かって撤回することができます。この場合、撤回後は国民健康保険、社会保険等に加入することになります。



お問い合わせ / 健康推進課 国保年金班 ☎82-4111 内線137
大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771(代表)

年金だより

年金出張相談のご案内

年金事務所では、偶数月の第4火曜日に出張相談をおこなっています。

12月は、市民会館で26日(火)10時から15時となっていますので、ご利用ください。

また、会場でお待ちいただく時間を短縮するため、予約制にしていますので、お知らせします。

○予約先 佐伯年金事務所お客様相談室

☎0972-22-1970

(年金手帳等ご用意のうえ、電話をしてください)

※年金事務所窓口で年金相談の予約も行っていきますので、前日までにお電話で予約の申込をお願いします。



保険料の納付が困難な方は免除・納付猶予制度 50歳未満の方には納付猶予制度

同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定以下の20歳以上50歳未満の方は、申請により保険料の納付が猶予されます。その後、10年以内なら追納できます。

※単身世帯の場合は所得57万円以下が目安です。

原則として毎年申請が必要ですが、全額免除と納付猶予制度については、申請時に「継続申請」を希望し、承認された方は、翌年からは本人の申請が不要になります。

失業を理由とした特例による猶予承認であった場合には、翌年度も申請書の提出が必要です。

●問い合わせ先 / 佐伯年金事務所 ☎0972-22-1970
健康推進課 国保年金班 ☎82-4111 内線132

相談

行政相談所開設

困ったら一人で悩まず、まずは行政相談委員にご相談ください。

- ▼日時 12月20日(水) 10時～12時
- ▼場所 市役所会議棟会議室 (ハローワーク隣)
- ▼行政相談委員 高野修
- ▼問い合わせ先 行政相談委員事務局 ☎82・9510

無料法律相談

- ▼毎月第4木曜日 県司法書士会では、借金などのトラブルや認知症の方へのサポートなど、法律相談を開催いたします。(要予約)
- ▼日時 12月28日(木) 13時～16時
- ▼場所 市役所会議棟会議室 (ハローワーク隣)
- ▼問い合わせ先 市民生活課 ☎82・2008

消費者の皆さん 困っていませんか?

毎月第1、第4水曜日 振り込め詐欺や悪質商法により被害にあう人が絶えませ

ん。困ったときは早めにご相談ください。

- ▼12月の相談日時 6日・13日・20日・27日 10時～16時
- ▼相談専用電話 ☎070(5412)0209
- ▼場所 市民生活課内 相談室
- ▼問い合わせ先 市民生活課 ☎82・2008

無料人権なんでも相談所開設

- ▼日時 12月4日(月) 10時～15時
- ▼場所 市役所会議棟会議室
- ▼相談内容 家庭内や子ども、土地・建物 いじめ、遺言・相続、そのほか人権問題など
- ▼担当者 人権擁護委員
- ▼問い合わせ先 大分地方方法務局佐伯支局 ☎0972(24)0772

大分県行政書士会 無料相談会

- ▼毎月第3月曜日 12月18日(月) 13時～15時
- ▼場所 市民ふれあい交流センター
- ▼相談内容 遺言・相続に関する事、生活の心配事など
- ▼問い合わせ先 大分県行政書士会事務局 ☎097(537)7089

試験

陸上自衛隊高等工科 学校生徒一般

- ▼受付期間 平成30年1月9日(火)まで
- ▼試験日 平成30年1月20日(土)
- ▼試験会場 大分商工会議所
- ▼受験資格 男子中卒(見込) 17歳未満の者
- ▼問い合わせ先 自衛隊佐伯地域事務所 ☎0972(23)1875

津久見幹部交番からのお知らせ

詐欺のハガキが津久見にも届いています!

こんなハガキが届いていませんか?

総合消費料金 → **総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ**

訴訟が提起された連絡がないときは差押え

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター

●これは詐欺です。取り合う必要はありません。
●犯人は、不安をあおり、すぐにお金を払うよう要求してきます。
●慌てて相手方に電話したりせず、警察にご相談ください。

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(せ)472 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での連絡となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年7月14日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問合せ窓口 ☎03-6384-
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

●問い合わせ先 / 津久見幹部交番

☎82-2131

市民図書館「新刊案内」

- ☆西郷どんとよばれた男.....原口 泉
- ☆この世の春(上)・(下).....宮部 みゆき
- ☆末ながく、お幸せに.....あさの あつこ
- ☆昭和の男.....半藤 一利
- ☆裏まで楽しむ!大相撲.....KADOKAWA
- ☆草笛物語.....葉室 麟
- ☆マスカレード・ナイト.....東野 圭吾
- ☆体内の「炎症」を抑えると、病気になる!.....池谷 敏郎

この他にも週一回のペースで本を購入しています。

市民図書館 年末年始休館日のお知らせとお願い

12月28日(木)～1月4日(木)まで休館となります。お間違いのないようにお願いします。なお、休館中の返却は、玄関横の「ブックポスト」をお願いします。

●問い合わせ先 / 市民図書館

☎85-0080

その他のお知らせ

成人式代表者を募集します。

平成30年1月7日に開催予定の「平成30年津久見市成人式」における、各種代表者を募集します。

▼募集人数

「新成人代表答辞」

1名(男女問わず)

「新成人代表による主張発表」

男女各1名

「成人証書授与及び記念品授与」

男女各1名

◆募集期限 12月8日(金)

※応募多数の場合選考

▼申込・問い合わせ先

生涯学習課 ☎82・9528

12月1日は

「世界エイズデー」です

中部保健所では、無料匿名で「HIV(エイズ)夜間検査」を実施します。40分ほどで結果をお知らせできます。全国で年間約1,500人がHIV感染やエイズ発症しています。ぜひこの機会に検査をお勧めします。※予約制です。

▼日時 12月7日(木)

17時～18時30分

▼予約・問い合わせ先

中部保健所 ☎82・9171

津久見観劇会催物!!

由紀さおり講演会「美しい日本語の歌を伝えたい」

小学生から高校生までひばり児童合唱団に所属。童謡歌手として活躍。NHK歌のお姉さん、アニメの声優、CMソング(300曲以上吹き込み)などで活躍。1969年「夜明けのスキャット」でデビュー。女優としても映画、ドラマへ出演、司会、バラエティなど幅広く活躍。姉、安田祥子と美しい日本の歌を次世代に歌い継ぎたいと活動を続ける。日本の歌謡曲の魅力を世界に広めた点などが評価され、芸術選奨文部科学大臣賞など数々の賞を受賞。2012年秋紫綬褒章受章。2016年第67回日本放送協会放送文化賞を受賞。



日時 / 2月25日(日曜日) 13時30分開場
14時00分開演

場所 / 津久見市民会館 大ホール ※全席自由

入場料 / 一般 2,000円 高校生以下 1,000円
※当日料金は500円増

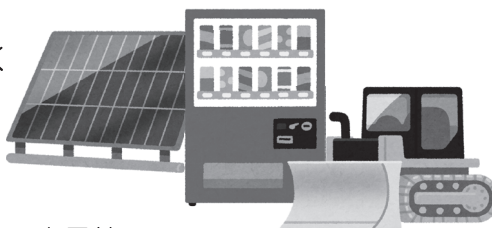
販売所 / 津久見市民図書館・津久見市民会館・津久見市公民館・甲斐楽器(臼杵市)

●問い合わせ先 / 生涯学習課(津久見観劇会事務局) ☎82-9528

償却資産の申告時期が近づきました 個人番号・法人番号(マイナンバー)の記載が必要になります。

事業用の資産の所有者は、持っている資産の多少にかかわらず、毎年1月1日現在の所有状況を、1月末日までに申告していただくことになります。

※償却資産の所有者には、法令により申告する義務があります。



●償却資産にはこんなものがあります

【構築物】広告塔、駐車場の舗装、立体駐車場、庭園等

【機械および装置】建設用工作機、加工または製造設備、印刷機械、※太陽光発電設備等

【船舶・航空機】漁船、運搬船等

【車輛および運搬具】大型特殊自動車(自動車税・軽自動車税の対象になっているものは除きます。)

【工具・器具および備品】事務用機器類、測定工具、自動販売機、理・美容機器、医療用機器等

※事業用として設置している太陽光発電設備は、発電出力量や全量売電・余剰売電にかかわらず課税対象となりますので、償却資産の申告をお願いします。(10kw未満で住宅用に設置している場合は課税対象外です)

申告書受理後、地方税法にもとづいて実地調査・簡易調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

●問い合わせ先 / 税務課 資産税班 ☎82-4111(内線130)

12月は市税・保険料の滞納整理強化月間です。

納税は義務です! 納め忘れはありませんか!!

市税・保険料の収納率向上を図るため、12月は県内市町村と県が連携して、一斉に徴収の強化に取り組みます。



納期内の納付にご協力を!

市税・保険料の納付は期限内の自主納付が原則です。未納となっている人には、文書などにより催告を行います。

催告にも応じていただけない場合は、税負担の公平性を確保する観点から納税の義務を果たしていただくため、財産の差押えなどの滞納処分を行います。

市税等の納付相談窓口開設

仕事等により金融機関や市役所窓口で納税等のできない方を対象に、下記の日程で、税務課の窓口を開設しますのでご利用ください。

- 日時 / 12月 7日(木) 17時～20時
12月14日(木) 17時～20時
12月17日(日) 9時～12時
12月21日(木) 17時～20時
12月28日(木) 17時～20時

- 納付できる市税等 / 市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

※ 来庁の際は、別館入口(ATM設置側)をご利用ください。

●問い合わせ先 / 税務課 収納対策班 ☎82-9512(直通)

じんけんふれあいシリーズ⁽⁴³⁾ ともに生きる喜びを実感できる 地域社会の実現

「人権課題に関する取組」 第4節「子どもの人権」

大分県人権問題に関する意識調査で子どもの様子についてどう感じているか聞いています。「幸せに過ごしているように思う」「まあ幸せなように思う」を合わせると家庭では84・0%、学校では65・9%、地域では73・2%と家庭・地域・学校の順となっています。前回に比べ、「幸せ」が増え、「あまり幸せではない」が減少しています。子どもにも関する事で、現在どのような人権問題があると思えますかという質問では、「いじめを受けること」76・4%、「体罰や虐待を見て見ぬふりをすること」58・1%、「虐待を受けること」51・0%、「学力による評価が優先し、多様な能力が評価されないこと」45・1%、「家庭の経済状況が理由で子どもが自己実現できないこと」36・9%、「体罰を受けること」36・2%、「児童買春・児童売春・児童ポルノ等の対象になること」21・2%などとなっています。

見市子ども・子育て支援事業計画⁽²⁾では、みんなで子育てを支え親子が夢や自信を持ってまちづくり、安心して子どもを産み育てやすいまちづくり、すべての子どもがイキイキ生活できるまちづくりを基本理念にしています。基本目標として①地域における子育て支援②すべての子どもに最もふさわしい生活の場の確保③親子の健康の確保④子どもの健やかな成長のための教育環境の整備⑤子育てを支援する生活環境の整備⑥仕事と子育ての両立の推進⑦子どもの安全の確保⑧要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進の8つの目標を設定し、目標ごとに具体的な施策を設定しています。いじめ・不登校・虐待等は子どもの人権に関わる重要な問題です。その原因や背景について正しい認識と理解を深め、学校・家庭・地域社会・行政が一体となって解決に導くことができるよう努力します。



総合運動公園テニスコート改修工事のお知らせ

総合運動公園テニスコートは、昭和59年11月に完成し、これまで多くの方々に利用されてきましたが、施設の老朽化やコートの主流が人工芝へと移行している現状も踏まえ「スポーツ振興くじ(toto・BIG)助成金」を活用し全面改修工事を行います。主な改修内容は、4面のコートを砂入り人工芝生化スタンドの改修等も行います。なお、工期は平成30年3月末までとなっております。工事完了までコートの利用ができず、市民の方々にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



総合運動公園テニスコート

スポーツくじ



私たちはスポーツ振興くじ助成を受けています。

●問い合わせ先 / 教育委員会 生涯学習課 ☎82-9527

大分県が運営する健康アプリ「^{あるとっく}おおいた歩得」の利用開始のお知らせ ～平成29年12月1日から利用開始、グループでの参加も可能～

「^{あるとっく}おおいた歩得」は、大分県民の健康維持につながる生活習慣の定着化を図ることを目的に、無理せず楽しみながら参加でき、継続して利用できるアプリケーションです。

日常のウォーキングや健診などによって得られる健康ポイントが目標ポイントに達成すると「おおいた歩得カード」が画面に表示されます。

「おおいた歩得カード」は大分県内の協力店で提示することで特典を受けることができるお得なカードです。他にもランクアップにより、豪華賞品を抽選でプレゼント！

みんなで健康になって「おおいた歩得カード」を獲得しましょう。
※大分県に在住の18歳以上(高校生を除く)の方が対象となります。

～ダウンロード等詳しくはホームページをチェック～

おおいた歩得

検索

【WEBアドレス：<http://oita-altok.jp/>】

携帯電話・スマートフォンはこちらから！



●問い合わせ先 大分県福祉保健部健康づくり支援課 ☎097-506-2666

「明治150年」関連施策について

平成30年は、明治元年(1868年)から起算して満150年に当たります。政府では、内閣官房副長官を議長とする「「明治150年」関連施策各府省連絡会議」を設け、①「明治以降の歩みを次世代に遺す施策」②「明治の精神に学び、さらに飛躍する国へ向けた施策」③「明治150年に向けた機運を高めていく施策」の3つを柱として、政府一体となって「明治150年」関連施策を推進しているところです。国だけでなく、地方公共団体や民間も含めて、日本各地で、「明治150年」に関連する多様な取組が推進されるよう、ロゴマークの使用促進や広報などを通じて、「明治150年」に向けた機運の醸成を図っています。

詳しくは以下のホームページを御覧ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/meiji150/portal/>

